

Client Alert

9 June 2020

日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



末富 純子
カウンセラー
03 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com



折原 康貴
カウンセラー
03 6271 9545
yasutaka.orihara@bakermckenzie.com



山口 涼
アソシエイト
03 6271 9499
ryo.yamaguchi@bakermckenzie.com

米国トランプ政権、香港が「十分な自治」を維持していないと判断し、米国法に基づく香港優遇措置終了の意向を表明

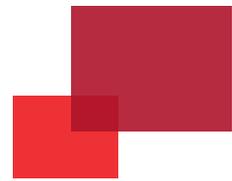
2020年5月29日、トランプ大統領は、ホワイトハウスの記者会見において、香港はもはや中華人民共和国（「中国」）からの十分な自治を維持していないとし、現在香港に与えている優遇措置に係る「全ての合意」を見直し、取り消す「プロセスを開始する」ために米国政府が「強力で意味のある」措置をとるとの政権の決定を発表した。この決定は、マイケル・ポンペオ国務長官が2020年5月27日に議会に提出した、香港が米国による特別待遇を保障するに足る中国からの十分な自治をもはや維持していないとの声明に続くものである。大統領の発表とポンペオ長官の声明は、2020年5月28日に中国全国人民代表大会（「全人代」）が香港への国家安全法の導入方針を決定したことを受けて行われた。

これら的大統領発表・国務長官声明自体は、貿易その他の目的に係る香港の取扱いに直ちに影響を与えるものではなく、更なる措置の予定もない。しかし、この決定の結果、今後数カ月間に影響が生じうる重要な分野がいくつかある。

背景

1992年の米国・香港政策法（「香港政策法」）に基づき、香港は、「一国・二制度」原則の下で「十分な自治」を維持する限り、米国政府による中国本土に対するものとは「異なる」扱いを受けている。これには、例えば、関税、輸出管理、入国管理、外国投資、および犯罪者引渡しなどの分野における特別扱いが含まれる。香港政策法の下では、米国務長官は、香港が中国からの「十分な自治」を維持しているか否かを判断するための関連事項を含め、米国の利益に係る香港の状況に関する年次報告書を、米国の適切な議会委員会に提出することが求められている。年次報告書とあわせて、2019年11月に成立した2019年香港人権・民主主義法による香港政策法の改正により、国務長官は、香港が引き続き米国法の下での優遇措置を正当化するかどうかを示す年次報告を議会に提出することも義務付けられている。

ポンペオ長官は、中国が5月22日の全人代に向けた「準備の中で検討している可能性のある、『香港の人々の自治をさらに損なう』ような追加的な行動を説明する」ための時間を確保するため、今年の年次報告書の提出を遅らせていた。そして、2020年5月27日、ポンペオ長官は、香港がもはや中国とは異なる取扱いを受けることを正当化しないことを、議会に報告した。2020年5月28日、国務省は「2020年香港政策法報告書」を発表し、「中国は、中英共同宣言および基本法によって、香港の人々が保障された高度の自治、民主的制度、市民自由を享受しているとのいかなる主張も放棄した」と結論づけた。



即時影響なし・今後の動きは未定

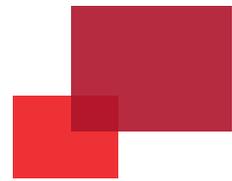
大統領発表とポンペオ長官声明自体により、米国法上の香港の地位が直ちに変わるものではない。「法律または大統領命令」によって明確に変更されない限り、香港政策法第 201 条(a)項に基づき、1997 年の香港の主権移譲前と同様に、米国法が引き続き香港に適用される。香港政策法第 202 条により、香港が特定の米国法に基づき中国に与えられた取扱いとは異なる取扱いを正当化するに足る独立性を有していないと大統領が「判断」する場合はいつでも、大統領は大統領命令を通じて当該法律またはその一部の適用を停止することが「できる」。大統領命令は、当該命令によって影響を受ける法律または法律の規定を明記して、連邦公報に公表されなければならない。

香港政策法は、大統領の決定に続くいかなる大統領命令の発行についても期限を定めていない。大統領命令は、変更を生じさせるために発出された場合、即時に効力が発生する場合と（ただし、進行中の取引を完了するための「経過規定」が設けられる場合がある）、一定期間経過後に発効する場合がある。

香港に影響を与える可能性のある動き

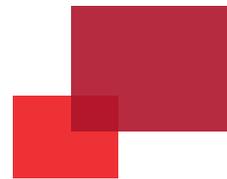
大統領は、香港の特別な地位を低下させるかどうか、そしてどの程度まで引き下げるかについて、全面的な裁量権を持っている。大統領の発表に明記されている香港政策法やその他の米国の措置の下で見込まれる対応としては、以下のようなものが考えられる。

- **より厳格な輸出管理の適用:** 米国の輸出管理の下での香港の地位は、中国の地位と全面的または部分的に一致するように変更される可能性がある。例えば、米国輸出管理規則（「EAR」）において、香港を国別グループ D:1（中国と同じ）に変更した場合、米国原産/規制対象の物品、ソフトウェアおよび技術の中国への移転に関して現在適用されているより厳しい EAR 規制が、香港に適用されるであろう。さらに、香港への輸出/再輸出は、EAR における特定の許可例外、特に許可例外 TSR（特定の安全保障目的で管理される技術およびソフトウェアについて）、許可例外 APR（香港からの特定の再輸出について）および許可例外 GBS（特定の安全保障目的の管理項目について）に関しては、許可例外の適用対象外となるであろう。香港は、前回のブログで紹介した近々行われる予定の許可例外 CIV（中国の民間最終使用者向けに特定品目の輸出/再輸出の許可例外）の廃止についても適用対象となる可能性さえある。みなし輸出に関する許可要件は、香港居住者にとっても負担増となる可能性がある。また、中国の「軍事的最終用途」への輸出・再輸出を禁止し、2020 年 6 月 29 日から「軍事的最終使用者」への輸出・再輸出を禁止する EAR の下で、香港警察や他の「軍事的最終使用者」、または「軍事的最終用途」への輸出も禁止される可能性がある。さらに、米国国際武器取引規則に基づく中国への武器輸出禁止が香港に拡張される可能性もある。
- **香港からの輸入品に対する関税および輸入数量割当制/第 301 条に基づく報復関税:** 米国が香港および中国を同一の関税地域に属するものとして扱う場合、香港原産品（米国の関税規則に従って香港で製造、生産または栽培されたと判定された物品で、必ずしも香港の輸出品と同一の範囲ではない）の米国への輸入は、中国原産品の米国への輸入に適用されるのと同じ通常の関税の対象となる可能性がある。さらに、特定の香



港原産品の米国への輸入、特に、特定の中国原産品に対する 301 条に基づく追加報復関税の対象となる可能性がある。2020 年 1 月に米国と中国が締結した第一段階の貿易協定（Phase One Deal）が最終的に失敗に終われば、対象となる原産品の香港から米国への輸入に対する影響が拡大する可能性がある。さらに、香港特別行政区（「HKSAR」）発行の原産地証明書はもはや承認されず輸入数量割当の適用がある場合には、中国向けと調整されることになりうる。

- **香港の自治権を侵害する者に対する制裁と査証の禁止:** 香港政策法はすでに、香港の基本的自由と自治権を侵害する者を特定する報告書を議会に提出することを求めている。大統領は、情報活動など限定的な例外を除いて、国際緊急経済権限法（合衆国法典第 50 巻第 1701 条以下参照）に基づいて、当該侵害者に対し、当該侵害者の財産および財産上の利益に係るすべての取引を阻止および禁止（すなわち、特定国籍者（SDN）としての指定）し、これらの者につき移民ビザまたは米国への入国資格を喪失させ、潜在的には既存のビザを取り消すなどの制裁を課す義務を負っている。制裁の免除は、免除が米国の国家安全保障上の利益に資するという大統領の認証に基づいてのみ付与されることができる。このような制裁については、大統領が報道発表で明示的に言及していることを考えると、制裁の実行が差し迫っている可能性がある。
- **米国輸出管理規則の下でのブラックリストの増加:** 米国政府はすでに、EAR の下で米国の国家安全保障を脅かす可能性がある特定の香港企業を含む企業をエンティティリストに具体的に加えることにより、当該企業を「ブラックリスト」に追加する可能性を示唆している。近年、ファーウェイを含む数多くの中国企業が、エンティティリストに追加されている。米国商務省が 2020 年 5 月 22 日（金）に発表したプレスリリースでは、香港、中国を含む 24 の事業体が今後追加が予想される対象として挙げられている。2020 年 6 月 3 日現在、まだ効力は発生していないものの、別のプレスリリースによると、中国の 9 つの企業が新京ウイグル自治区での活動のためにエンティティリストのブラックリストに掲載されることが示されている。このようなエンティティリストのブラックリストには、米国内外の企業が、米国の原産品/含有品、ソフトウェア、および技術をエンティティリスト掲載者に移転することを禁止する効果がある。
- **より厳格な入国管理、特に学術・研究分野:** 香港政策法に基づき香港特別行政区が発行したパスポートおよび旅行関連文書に対する米国の認識の変化は、香港居住者による米国の非移民・移民ビザ取得の可否に影響を与える可能性がある。実際、2020 年 5 月 29 日の記者会見と同日、大統領は、中国の軍事・民間融合（MCF）戦略を実施または支援する中国の団体と関連している場合には、F または J の査証に基づき、米国において研究・調査を行うために米国に入国しようとする特定の中国国籍者の入国を停止する声明を発出した。ポンペオ長官による報道発表でさらに説明されているように、当該声明は中国による米国のセンシティブ技術と知的所有権の取得をターゲットとするものであるとされている。また、米国務長官に、今後策定される予定の基準や手続に従って影響を受ける者を特定することを求めている。したがって、この停止措置が実施される前には、さらなる対応が必要ではあるものの、現在進行中の査証申請の審査がさらに遅れることによって、間違いなく即時の影響を及ぼすことになる。これが香港居住者に拡張されるかどうか、そしてどのように拡張されるかは、まだ不明である。



- **その他の分野における優遇措置の終了/削減:** 明示的には言及されていないが、現在香港政策法の下で特別待遇を与えられている他の分野には、金融、投資、海運・航空輸送、通信、観光、文化、スポーツ、学術研究、教育交流などに関する合意が含まれており、これらの分野に影響が及ぶ可能性がある。

上記の動きに関連して米国議会に提案された法案も含め、米国における動向を引き続き注視していく必要がある。これらの動きには、香港の人々が一定の自由を享受できない、あるいは香港の高度な自治を低下させるような行動をする外国人や外国金融機関を対象とする措置、さらには、米国の上場規則を遵守しない中国企業の上場廃止を潜在的に見込む措置が含まれる。また、弊事務所では、香港、中国側の動向や対応についてもモニタリングしており、具体的な相談に対応している。